

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号) . . . . . 1

(附則)

○地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) . . . . . 4

改 正 案

現 行

（削る）

（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）  
第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六  
条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、次のとおりと  
する。

一 衛生マスク

二 消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む

。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保  
等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第  
一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品  
以外のものにあつては、アルコール分（温度十五度の時にお  
いて原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう  
。）が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒  
、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されるこ  
とが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙  
、不織布その他の材料を含む。）をいう。）

（特定生活関連物資等の転売の禁止）

第二条 前条各号に掲げる生活関連物資等（以下この条において  
「特定生活関連物資等」という。）を不特定の相手方に対し売  
り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入  
をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し  
、当該特定生活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引

（削る）

(報告の徴収)

第一条 国民生活安定緊急措置法(以下「法」という。)第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。

2 一〜四 (略)

第二条・第三条 (略)

第四条 (略)

2 (略)

3 第一項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 (略)

(削る)

をして行うものであつて、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。)をしてはならない。

(報告の徴収)

第三条 法第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。

2 一〜四 (略)

第四条・第五条 (略)

第六条 (略)

2 (略)

3 第二項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 (略)

(罰則)

第七条 第二条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をし

たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる

政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる

政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	(略)	国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）	(略)
事務	(略)	第四条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	(略)

政令	(略)	国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）	(略)
事務	(略)	第六条第一項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	(略)